## 規制の事前評価書

政策の名称	 尓	AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し
担当部局		金融庁総務企画局市場課、信用制度参事官室、保険企画室 電話番号: 03-3506-6000(内線2644、3537、3569) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施問	 ÷期	平成24年10月12日
	*^^ り、内容及び必要性等	【規制の目的・必要性】
		① 現状及び問題点 本年1月からの証券取引等監視委員会の検査により、投資一任業者であるAIJ投資顧問株式会社が、厚生年金基金等の顧客に対し、ファンドについて虚偽の基準価額や当該基準価額に基づく運用実態が記載されたリーフレットを配布し、投資一任契約の締結の勧誘を行うとともに、投資一任契約締結後も、運用報告書の記載事項のうち有価証券の価額について、虚偽の基準価額を用いて記載をし、かかる運用報告書を顧客に交付する等の法令違反が発覚。 本事案において明らかとなった、投資一任業者による虚偽の運用報告や投資一任業者による「改ざん」行為を防止するため、金融実務を踏まえた実効性ある再発防止策を策定・実施していく必要がある。 ② 規制の新設の目的及び必要性 上記の法令違反を踏まえ、第三者によるチェックが有効に機能する仕組みや年金基金等の顧客が問題を発見しやすくする仕組み等を構築する必要がある。
		【規制の内容】 1. 投資一任業者が、国内信託銀行が管理する顧客の受託財産の運用として一定のファンドに投資する場合、第三者(国内信託銀行)によるチェックが有効に機能する仕組み(「基準価額」や「監査報告書」が国内信託 銀行に直接届く仕組みなど) (1) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書(※)」の直接入手
		運用資産に対する第三者(国内信託銀行)のチェック機能の強化を図るため、投資一任業者が年金基金等からの受託資産(管理は国内信託銀行)にファンドを組み込む場合、そのファンドに関し、投資一任業者に以下の措置等を義務付ける。 ① 国内信託銀行が、ファンドの「基準価額」の算出者(アドミニストレーター等)から、「基準価額」を直接入手できるようにする措置 ② 投資対象を外部監査が行われるファンドに限定し、かつ国内信託銀行が、ファンドの「監査報告書」を入手できるようにする措置として以下のいずれかの措置 ア. ファンド監査を行った監査事務所から、国内信託銀行に対し、監査報告書を直接送付する方法 イ. 監査事務所から、「投資一任業者から独立した者」を経由して監査報告書を送付する方法 ウ. その他国内信託銀行において監査報告書を入手できる方法 ③ 投資一任業者は顧客に交付した運用報告書に記載の「基準価額」を国内信託銀行にも送付すること
		(2) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合せ 国内信託銀行に対し、ア. 上記①により入手したファンドの「基準価額」、イ. 上記②により入手したファンドの「監査報告書」、ウ. 上記③により入手した運用報告書に記載の「基準価額」、の突き合せを行い、その結果 を顧客に通知する体制整備を義務付ける。
		(※)「監査報告書」とは、監査済み財務書類の添付されたものとする(写し・電磁的記録を含む)。  2. 顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み (1) 運用報告書等の記載事項の拡充 運用受託機関(投資一任業者、信託銀行、生命保険会社。以下同じ。)が顧客(年金基金等)に交付する契約締結前交付書面や運用報告書等の記載事項に、①運用資産に組み入れるファンドのスキーム構成(関係会社の有無等)、②基準価額の算出方法、③外部監査の有無、等を追加する。 (2) 運用報告書等の交付頻度の引上げ 運用受託機関における年金基金への運用報告書等の交付を少なくとも四半期に一度とする。 (3) 運用受託機関によるチェック体制の整備 運用受託機関に対し、①顧客(年金基金等)に分散投資義務違反が発生するおそれを把握した場合に顧客へ通知すること、②顧客の知識・経験等に応じたリスク説明等の体制整備、等を義務付ける。
想定される代替案		法令の名称・関連条項とその内容 金融商品取引業等に関する内閣府令第96条、第107条、第117条、第123条、第130条、第134条、信託業法施行規則第30条の23、第37条、第40条、第41条、金融機関の信託 業務の兼営等に関する法律施行規則第19条、第22条、第23条、第31条の22、保険業法施行規則第53条、第53条の2、第234条の24、第234条の25 上記【規制の内容】の1.(1)②につき、本案では、国内信託銀行が、ファンドの監査報告書を入手できるようにする措置について、ア. ファンド監査を行った監査事務所から、国内信託銀行に対し、監査報告書を直接 送付する方法のほか、イ. 監査事務所から、「投資一任業者から独立した者」を経由して監査報告書を送付する方法、ウ. その他国内信託銀行において監査報告書を入手できる方法、について規定しているところ、代
		替案として、イ及びウの方法を認めず、アの方法のみを規定する。   上記以外の改正については、本案と同様のものとする。
規制の費用		費用の要素
	(遵守費用)	①実務上、国内信託銀行に対してファンドの基準価額等の送付が行われていない場合、投資一任業者において、国内信託銀行がファンドの基準価額及び監査報告書を入手できるようにする措置を講じるための費用が発生する。 ②国内信託銀行において、ファンドの基準価額等の突き合わせを行い、その結果を顧客に通知するための体制整備に係る費用が発生する。 ③運用受託機関において、運用報告書等の記載事項の拡充や交付頻度の引上げ等に対応するための費用が発生する。
	(行政費用)	   行政庁(国)において、運用受託機関における業務の実態や法令遵守状況を検証するため、年金運用に係   本案と同様の費用が発生する。   る情報の収集・分析を活用したモニタリング手法の改善等を行うための費用が発生する。
		特段の社会的費用は発生しない。特段の社会的費用は発生しない。
規制の便益	<u> </u>	便益の要素 ①投資ー任業者において、国内信託銀行がファンドの基準価額や監査報告書を入手できるようにする措置 本案と同様の便益(①及び②)が発生する。 を講じることにより、第三者(国内信託銀行)によるファンドの基準価額のチェックが有効に機能し、投資ー任業者による基準価額の改ざん等を防止し、年金基金等の顧客の適切な投資判断に資する。 ②運用受託機関において、運用報告書等の記載事項の拡充や交付頻度の引上げ等の措置を講じることにより、年金基金等の顧客が問題を発見しやすくなり、適切な投資判断に資する。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)		(1)費用と便益の関係の分析 本案については、上記のとおり新たに遵守費用が発生するほか、情報収集・分析のための体制強化などの行政費用が発生するものの、当該措置を講じることにより、第三者(国内信託銀行)によるファンドの基準価額のチェックが有効に機能し、投資一任業者による基準価額の改ざん等を防止し、年金基金等の顧客の適切な投資判断に資するという、本事案において明らかとなった問題点を踏まえた便益が発生するため、本案による改正は適当であると考えられる。
	3 kn 7 c 11 88 st -t -T	(2)代替案との比較 代替案は、監査事務所等において、監査報告書の送付方法の変更に伴う遵守費用が発生し、本案を上回ることとなるほか、監査事務所が、国内信託銀行に対するファンドの監査報告書の直接送付を拒んだ場合、 投資一任業者は、かかる規制を遵守できなくなることから、当該ファンドへの投資を取りやめざるを得ず、本案に比べ投資機会が失われるといった便益の低下が見込まれるため、本案による改正は適当であると考えら れる。
	見解その他関連事項 行う時期又は冬件	│ 特になし │ 改正後の規定の実施状況について検討を加え、投資者保護を図る観点から必要があると認めるときには、所要の措置を講ずるものとする。
	行う時期又は条件	以上及い死たい大心がルトンが、(決引で加え、汉具は不設で囚の賊爪が)の必女がの公と説の公とでしょ、川女の旧世で語するひのとする。
備考		